

一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ  
業務委託受託規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブが外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価及び一般管理費に関する事項を定める。

(受託人件費単価)

第2条 標準業務受託単価を職務区分に応じ、基準日額及び基準時間単価をもって定める。

単位：円（税抜）

種別	基準日額	基準時間単価
統括責任者	120,000	15,000
チームリーダー	80,000	10,000
上級担当者	70,000	8,750
担当者	50,000	6,250

2 入札説明書や仕様書により指定がある場合は前項の限りではない。

(一般管理費)

第3条 一般管理費は直接経費の総額の20%にあたる金額とする。

2 入札説明書や仕様書により指定がある場合は前項の限りではない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

この規程は、2024年7月10日から施行する。